

長 福 第 2 1 5 号
令和 7 年 5 月 2 6 日

一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長 殿

福祉部長寿福祉課長

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正について（通知）

本条例の適切な運用につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、下記のとおり、本条例の施行規則が改正されましたので、通知します。

条例の趣旨を踏まえ、公共的施設の設置の際には整備基準への適合に努められるようお願い
しますとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)
の一部改正を踏まえ、所要の改正をするもの

2 改正内容

- (1) 便所、劇場等の客席及び駐車場に係る整備基準の改正
- (2) 様式の一部改正

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

【問い合わせ先】

茨城県福祉部長寿福祉課

長寿企画・援護グループ 佐藤

TEL : 029-301-3326

FAX : 029-301-3349

E-mail : chofuku2@pref.ibaraki.lg.jp